

○厚生労働省令第百三十三号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第六十五条及び社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第五十一条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月二十五日

厚生労働大臣 武見 敬三

社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

第二条 社会保障協定の規定により、相手国法令（法第二条第三号に規定する法令をいう。以下同じ。）の適用の免除を受けるため、適用証明書の交付を受けようとする者（第二号被保険者を除く。）であつて相手国（同条第二号に規定する相手国をいう。以下同じ。）の領域内において就労するものは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～五 (略)

六 前各号に掲げる事項のほか、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合に応じ、同表の第二欄に掲げる事項

一	第一欄	(略)	第二欄	(略)
十		社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定（以下「イタリアの協定」という。）		イタリア共和国の領域内における就労先の税務番号
十一				

七 (略)

第三条 第一条第四号又は前条第四号に掲げる終了予定年月日を超えて引き続き相手国法令の適用の免除を受けるため、適用証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～五 (略)

六 前各号に掲げる事項のほか、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、同表の第二欄に掲げる事項

改正前

第二条 社会保障協定の規定により、相手国法令（法第二条第三号に規定する法令をいう。以下同じ。）の適用の免除を受けるため、適用証明書の交付を受けようとする者（第二号被保険者を除く。）であつて相手国（同条第二号に規定する相手国をいう。以下同じ。）の領域内において就労するものは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～五 (略)

六 前各号に掲げる事項のほか、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合に応じ、同表の第二欄に掲げる事項

一	第一欄	(略)	第二欄	(略)
十		(略)		(略)
十一		(新設)		(新設)
新設		(新設)		

七 (略)

第三条 第一条第四号又は前条第四号に掲げる終了予定年月日を超えて引き続き相手国法令の適用の免除を受けるため、適用証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～五 (略)

六 前各号に掲げる事項のほか、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、同表の第二欄に掲げる事項

九 一	(略)	第一欄
十	イタリア協定	第二欄
	イタリア共和国の領域内における就労先の税務番号	

九 一	(略)	第一欄
十	(新設)	第二欄
	(新設)	

七 (略)

第六条 社会保障協定の規定（ドイツ協定第八条の規定を除く。）により、相手国法令の適用の免除を受けようとする厚生年金保険の被保険者（当該厚生年金保険の被保険者を使用する適用事業所の事業主との使用関係が終了することなく相手国の領域内において就労する者に限る。以下この章及び附則第二条において「被保険者」という。）を使用する適用事業所の事業主であつて、適用証明書（被保険者に係るものに限る。以下同じ。）の交付を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 六 (略)

七 前各号に掲げる事項のほか、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合に応じ、同表の第二欄に掲げる事項

七 (略)

第六条 社会保障協定の規定（ドイツ協定第八条の規定を除く。）により、相手国法令の適用の免除を受けようとする厚生年金保険の被保険者（当該厚生年金保険の被保険者を使用する適用事業所の事業主との使用関係が終了することなく相手国の領域内において就労する者に限る。以下この章及び附則第二条において「被保険者」という。）を使用する適用事業所の事業主であつて、適用証明書（被保険者に係るものに限る。以下同じ。）の交付を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 六 (略)

七 前各号に掲げる事項のほか、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合に応じ、同表の第二欄に掲げる事項

一 一	(略)	第一欄
一 十	イタリア協定	第二欄
二 十	イタリア共和国の領域内における就労先の税務番号	

一 一	(略)	第一欄
一 十	(新設)	第二欄
二 十	(新設)	

第七条 第五条第五号又は前条第五号に掲げる終了予定年月日を超えて引き続き相手国法令の適用の免除を受けようとする被保険者を使用する適用事業所の事業主であつて、適用証明書の交付を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〜六 (略)

七 前各号に掲げる事項のほか、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、同表の第二欄に掲げる事項

一	(略)	第一欄
九	(略)	第二欄
十	イタリア協定	イタリア共和国の領域内における就労先の税務番号

(令第五十一条に規定する厚生労働省令で定める者)

第二十条 令第五十一条に規定する厚生労働省令で定める者は、社会保障協定の規定に基づき相手国法令の規定の適用を受けることを相手国実施機関等その他関係機関に申し出て、当該相手国法令の規定の適用を受けることとなつた者(当該相手国法令の規定の適用を受けることにつきやむを得ない事情があると認められる者を除く。)とする。

(削る)

第七条 第五条第五号又は前条第五号に掲げる終了予定年月日を超えて引き続き相手国法令の適用の免除を受けようとする被保険者を使用する適用事業所の事業主であつて、適用証明書の交付を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〜六 (略)

七 前各号に掲げる事項のほか、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、同表の第二欄に掲げる事項

一	(略)	第一欄
九	(略)	第二欄
新設	(新設)	(新設)

(令第五十一条に規定する厚生労働省令で定める者)

第二十条 令第五十一条に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 厚生年金保険の適用事業所の事業主により令第五十条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国の領域内において就労するために派遣された者(ドイツ協定及びオーストラリア協定以外の社会保障協定に係る場合にあつては、五年を超えないと見込まれる期間就労するために派遣された者に限る。)であつて、当該就労を開始した日から引き続き当該相手国において就労し、

(削る)

二 かつ、同日から起算して五年を経過していないもの  
社会保険協定の規定に基づき相手国法令の規定の適用を受け  
ることを求めた者(当該相手国法令の規定の適用を受けること  
につきやむを得ない事情があると認められる者を除く。)

## 附 則

この省令は、社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令第二十条の改正規定は、公布の日から施行する。